

立川市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号）第 6 条の規定による。

立川市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

立川市青少年問題協議会条例（昭和29年立川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第2条 協議会は、会長及び委員40人以内をもって組織する。</p> <p>2 <u>会長は、市長をもって充てる。</u></p> <p>3 <u>委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。</u></p> <p>(1) <u>市議会議員 2人</u></p> <p>(2) <u>学識経験者 28人以内</u></p> <p>(3) <u>関係行政機関の職員 6人以内</u></p> <p>(4) <u>市関係の職員 4人以内</u></p> <p>(委員の任期)</p> <p>第3条 <u>前条第3項第2号に掲げる委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>(招集)</p> <p>第5条 協議会は、<u>会長</u>が招集する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 協議会は、会長及び<u>次に掲げる者につき、市長が任命する委員</u>40人以内をもって組織する。</p> <p>(1) <u>市議会議員 2人</u></p> <p>(2) <u>学識経験者 28人以内</u></p> <p>(3) <u>関係行政機関の職員 6人以内</u></p> <p>(4) <u>市関係の職員 4人以内</u></p> <p>(委員の任期)</p> <p>第3条 <u>前条第2号の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。</u></p> <p>(招集)</p> <p>第5条 協議会は、<u>市長</u>が招集する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。